

第 190 回岩手県都市計画審議会

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和 3 年 2 月 9 日 (火) 14 時～15 時
- (2) 場所 マリオス 18 階 180・181 会議室

2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20 名
- (2) 出席者 15 名

| | | | | | |
|----|------|-----|-----|---|--------------|
| 会長 | 南 | 正 | 昭 | | |
| 委員 | 田 | 村 | 勝 | 則 | |
| 委員 | 白 | 澤 | 勉 | | |
| 委員 | ハクセル | 美穂子 | | | |
| 委員 | 石 | 川 | 奈 | 緒 | |
| 委員 | 伊 | 藤 | 弓 | 枝 | |
| 委員 | 遠 | 藤 | 一 | 子 | |
| 委員 | 及 | 川 | 久美子 | | |
| 委員 | 三 | 宅 | 諭 | | |
| 委員 | 吉 | 原 | 秋 | | |
| 委員 | 阿 | 部 | 敏 | 宏 | (代理 戦 場 幸 和) |
| 委員 | 内 | 田 | 幸 | 雄 | (代理 吉 田 勉) |
| 委員 | 亀 | 山 | 秀 | 一 | (代理 大 水 直 樹) |
| 委員 | 梅 | 野 | 修 | 一 | (代理 増 澤 亨) |
| 委員 | 高 | 橋 | 真 | 裕 | (代理 佐 藤 普) |

3 議事

○事務局 (都市計画課計画整備担当課長)

ただ今から、第 190 回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員 20 名中 14 名の御出席をいただいております。

また、委員 1 名が遅れて到着される予定ですので、到着されますと 15 名の御出席となります。

従いまして、岩手県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数に達し、当審議会は成立していることを確認しましたので、報告いたします。

はじめに、岩手県県土整備部、田中道路都市担当技監から御挨拶申し上げます。

○事務局 (道路都市担当技監)

県土整備部道路都市担当技監をしております田中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

開催にあたりましては、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、そして寒い中、都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方には、日頃から都市計画をはじめとする、県土整備行政の推進に対しまして、ご指導、ご協力を賜っておりますことに、この場をお借りして、改めて御礼を申し上げます。

さて、岩手県では、昨日、令和3年度の当初予算案を公表いたしました。

その中に県土整備部関係の予算も入っておりまして、さらにその中には都市計画道路の整備といったものも含まれています。

本日もご審議いただく案件は、その都市計画道路の変更といった個別の案件ではなく、今後の都市づくりの基本的な考え方などを内容とする都市計画ビジョンの見直しというのがテーマになってございます。

委員の皆様方におかれましては、様々な立場から、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願ひします。

(委員1名が入室)

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

審議に移る前に、南会長から御挨拶を賜りたいと存じます。

○会長

本日は足元が悪い中ご参集賜りまして、ありがとうございます。

本日の案件は都市計画ビジョンの見直しということです。岩手県の都市計画審議会では、県内の都市計画区域、これは国土利用計画上定められた場所になりますけども、そこに関して、都市計画のマスタープランを定めていくという仕事がございます。

これは都市計画区域マスタープランと言われる、岩手の都市区域の将来像を描き出すプランということになりまして、最も都市計画上中心に据えられる計画ということになりますが、そこに至る前段のところ、都市計画に関するビジョンを描いていくということが、大きな役割ということになってきます。そういう意味では、とても大事な案件ということになります。皆様には忌憚のないところで御意見賜りますよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございました。それでは議事に移りますが、以降の進行につきましては、当審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議長をお願いします。

○会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。当審議会の審議は「岩手県都市計画審議会の公開に関する指針」に基づき、原則公開することとしています。

案件によっては、例外的に非公開とする場合がありますが、本日の案件が、公開に適する案件かどうかについて、事務局からの説明を求めます。

○事務局（都市計画課総括課長）

今回の案件は、審議会の公正かつ円滑な審議に著しい支障を生ずることが予想される案件ではございませんので、審議を公開すべきものと考えます。

○会長

それでは、本日の会議は、ただ今説明があったように、全面公開といたしたいと存じますが、御異議はございませんか。

（異議なしの声）

○会長

それでは、本日の会議は全面公開といたします。
本日の議案審議に入ります。

【議案第1号】

○会長

議案第1号「岩手県都市計画ビジョンの見直しについて」を審議いたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第1号、岩手県都市計画ビジョンの見直しについて御説明いたします。

議案書は1ページ、素案の概要版A3は4ページ、素案本編は5ページになります。

説明は、正面のスクリーンで行いますが、お手元にスクリーンの資料と同じものをお配りしておりますので、あわせてご覧ください。

本日は、次の3点を御説明します。なお、説明にあたりましては、「岩手県都市計画ビジョン」を「ビジョン」と略して呼ぶこととします。

はじめに、ビジョンの概要と、今般、見直しを行う理由について御説明します。

まず、ビジョンの策定経緯について御説明します。

都市計画法が平成12年に改正され、都市計画に関するマスタープランの充実を図ることを目的として、都道府県には、全ての都市計画区域について、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、これを都市計画区域マスタープランと呼びますが、都市計画区域マスタープランを策定することが義務付けられました。

これを受けまして、本県では、当時、全26都市計画区域につきまして都市計画区域マスタープランの策定を行うこととしましたが、策定に当たりましては、県全体としての基本理念や、都市づくりの基本方針等を明確にする必要があると考え、平成16年にこれらを示したビジョンを策定するとともに、ビジョンに基づいた26区域の都市計画区域マスタープランを策定しました。

このビジョンですが、都市計画法に根拠を持たない任意計画として策定したものでありますが、位置付けといたしましては、本県の都市計画や都市づくりの大きな方向性を示し、都市計画制度を運用するにあたっての基本的な方針を示すものとなっております。本県の都市計画体系の中で最上位に位置付けられるものでございます。都市計画制度を運用する県及び市町村は、都市計画区域マスタープランの見直しや個別都市計画の決定・変更の際に、ビジョンを基本指針として活用することとしています。

次に、都市計画区域マスタープランについて御説明します。

都市計画区域マスタープランとは、都市計画法により都市計画区域について定めることとされ、正式には、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といいます。以下、「区域マス」と略して呼ぶこととさせていただきます。

この区域マスは、都市の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立ち都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもので、県が当該市町村と調整を図りながら広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めるものでございます。

都市の将来像の実現に向けて、用途地域や道路などの都市施設、土地区画整理事業などの市街地開発事業など、都市計画を定める際には、この区域マスに即して定める必要があり、都市づくりの上位計画となる重要なものでございます。

次に、今般、ビジョンの見直しを行う理由について御説明します。

現行のビジョンは、目標年次を2020年、令和2年としており、今年度が見直しを検討する時期となっていることや、人口減少や高齢化の進展、それに伴う都市のにぎわいの喪失、頻発・激甚化する大規模な自然災害への対応など、新たな課題に対応した取組が求められていること、また、東日本大震災津波から間もなく10年が経過する沿岸市町村におきましては、今後のまちづくりを見据えた市町村都市計画マスタープランの見直しの動きが見えてきたことなどから、近年の社会情勢を踏まえ、見直しを行うこととしたものでございます。

次に、ビジョンの素案について御説明いたします。

はじめに、ビジョンの対象地域を確認します。

ビジョンは、都市計画の基本的な方針を示すものと位置付けられていることから、図に青で着色した都市計画区域を対象としています。県内の 25 市町村、21 都市計画区域が対象範囲となります。

次に、素案の作成過程について御説明します。

はじめに、見直しに着手するにあたって、対象の全 25 市町村にビジョンに関するアンケート調査を実施いたしました。また、アンケート調査結果から更に確認が必要と思われる 5 市町にヒアリングを実施し、ビジョンに対する市町村の意向を確認したところでございます。

見直し案の作成にあたっては、市町村からの意向を踏まえ、市町村検討ワーキンググループを開催しながら進めまして、各章の内容について、県と市町村が議論を行い、素案を作成しました。さらに、この素案に対して、市町村と県庁内の各関係部局に意見照会を行い、素案を完成させたことから、今般、本審議会にお諮りさせていただくものです。

次に、素案の全体構成について御説明します。

現行ビジョンと比べ、章立ての順序を多少変更しておりますが、概ね現ビジョンの章立てを踏襲し、各章の内容について見直しを行ったところでございます。

ここから、具体的な内容について説明しますが、第 1 章の改定経緯や位置付けにつきましては、冒頭で説明いたしましたので、第 2 章以降について御説明させていただきます。

第 2 章では、本県における都市づくりの現状と課題を整理いたしました。

1 つ目は、人口減少・高齢化の急速な進行についてです。

岩手県の人口は 1997 年以降減少し続けておりまして、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040 年、令和 22 年には 96 万人程度になると見込まれ、更にその後も減少を続けると推計されております。

また、生産年齢人口は、ピークである 1985 年と比べ 28 万人減少、年少人口はピークである 1955 年と比べ 38 万人減少している一方、老年人口は最も少なかった 1935 年と比べ 35 万人増加しているところでございます。

こうした人口減少・高齢化の進行は、今後のまちづくりに与える影響が大きく、地域においては、高齢者が健康で快適な生活を送り、子育て世代が働きながら生活しやすい環境を整備し、自律的で持続可能な都市を実現していくことが重要な課題となります。

次に、巨大地震・津波への備えについてです。

平成 23 年 3 月 11 日、本県は東日本大震災津波により、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受け、多くの方が犠牲となりました。この時の教訓として、防災施設だけに頼るのではなく、避難対策などを組み合わせることで、災害に備えて「なんとしても人命を守る」ことの重要性を再認識したところです。

今後も、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による最大クラスの津波の発生が予測される中、災害に強い都市を実現していくためには、津波防災施設などのハード対策と避難体

制整備などのソフト施策を組み合わせた、多重防災型のまちづくりを進めていくことが必要となっております。

次に、都市づくりに対する県民ニーズについてです。

平成 29 年から 30 年にかけて県が実施した県民アンケート調査結果から、都市づくりに関する県民ニーズを整理いたしました。

その結果、10 年後という視点で見ると、県民が改善の必要があると考える項目は「公共交通機関や買い物等の利便性」等でニーズが高く、日常生活における利便性・快適性の向上を求めていることがうかがえます。また、「災害に対する備えや災害時の情報入手」等のニーズが高く、東日本大震災津波や頻発する大規模な自然災害を受けて、非常時における安全性の確保を求めていることがわかりました。

一方、県内の中高校生へのアンケートでも、10 年後に岩手で住み続けるためには「日常生活の快適性」や「非常時の安全性」を重要と考える人の割合が高い傾向がみられますが、次いで「就業の場や必要な収入」等を重要と考える人の割合が高くなっており、就業・進学を機に県外に出る若者が多い状況を反映した結果となっております。

こうしたことから、今後の都市づくりにおいては、誰もが安心して快適に暮らせる都市を目指すとともに、誰もがやりがいを持って仕事ができる活力ある都市を実現していくことも、大切な視点であると考えられます。

そのほか、頻発する大規模な自然災害への備え、顕在化する環境問題への対応、空き家・空き地の増加と都市の低密度化、広域的な道路ネットワークを生かした交流連携の拡大、岩手の自然や文化を生かした景観形成、厳しい財政状況への対応といった合計 9 つの課題を整理しました。

次に、第 3 章では、第 2 章の 9 つの課題を踏まえ、基本理念として 3 つの項目に整理いたしました。

1 つ目は、「安心して快適に暮らせる都市」、2 つ目は「交流・連携が活発で、活力ある産業が展開される都市」、3 つ目は「美しい自然と街並みを生かした魅力ある都市」です。

基本理念を 3 つに設定した理由は、ビジョンが区域マスの基本指針となるものであることから、区域マスの 3 つの要素である整備、開発、保全に関して都市づくりの基本理念を示すこととしたものです。

各基本理念の内容につきましては、将来の都市構造や都市機能の状態を示すものではなく、県民一人ひとりの生活の状態がどうなっているかを示すようにいたしました。これは、将来の都市生活がイメージできるように生活感を重視したためです。具体的な内容を次に説明させていただきます。

1 つ目の基本理念、「安心して快適に暮らせる都市」は、区域マスの「整備」に該当する部分で、市民生活が中心となる内容としております。

将来都市像として、多くの人々が中心市街地を訪れ賑わっていることや、医療・福祉の心配がなく安心して働きながら生活していること、災害などに備え、誰もが安心して暮らせ

る環境が整っていることなどを目標として示しました。

2つ目の基本理念、「交流・連携が活発で、活力ある産業が展開される都市」は、区域マスの「開発」に該当する部分で、産業経済活動が中心となる内容としております。

将来都市像として、広域的な道路ネットワークや空港・港湾等が活用され、人・モノが活発に交流・連携していることや、ものづくり産業などの活力ある産業が集積し雇用が創出され、誰もがやりがいを持ち仕事についていることなどを目標として示しました。

3つ目の基本理念、「美しい自然と街並みを生かした魅力ある都市」は、区域マスの「保全」に該当する部分で、都市の景観保全が中心となる内容としております。

将来都市像として、都市を取り巻く山並みやまちを流れる川など、人々が美しい自然と触れ合いながら豊かに生活していることや、それぞれの地域で育まれた歴史や文化が感じられる街道や建築物などの街並みを生かした魅力ある景観が形成され、住民が誇りを持って守り、育てているといったことなどを目標として示しました。

次に、第4章では、第3章で示した将来都市像を実現するため、どのように都市づくりを進めていくのか、その基本方針を示しました。

第4章においても、区域マスの整備、開発、保全に対応するよう3つの都市づくりの基本方針を示しております。

1つ目の基本方針は、「利便性と安全性が確保されたコンパクトな都市づくり」です。

将来人口の減少を見据えて都市構造を適正に見直すとともに、自律的で持続可能な災害に強いまちづくりを進めるため、コンパクトな都市づくりに取り組むことを基本方針といたしました。その内容としては、主要な都市機能の中心市街地等への誘導、道路交通などの環境整備、都市の防災力向上など4つの方針を示しました。

2つ目の基本方針は、「産業と交流を支える地域ストックを生かした都市づくり」です。

復興道路など充実してきた道路環境などを生かした企業活動や物流、観光などの経済活動に対応した都市づくりに取り組むことを基本方針としました。その内容としては、地域の活力を高めるものづくり産業などの受け皿となるまちづくり、産業立地を支援する円滑な土地供給など3つの方針を示しました。

3つ目の基本方針は、「環境と共生する都市づくり」です。

いわての美しい自然や文化を感じられる街並みを生かした都市景観を保全し、環境にやさしく持続可能でコンパクトな都市づくりに取り組むことを基本方針としました。さらに、都市景観の保全・創造とそれらを生かした魅力的なまちづくり、市街地内の都市施設の緑化とコンパクトな都市形成の2つの方針を示しました。

次に、第5章では、第4章で示した基本方針による都市づくりを推進するためにどのように都市計画制度を運用していくかについて、基本的な考え方を示しました。

1つ目の「土地利用」については、都市の開発圧力に適切に対応するため、都市計画区域や市街化区域、市街化調整区域といった区域区分制度を適切に運用すること、コンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画の作成を推進することなどを示しまし

た。

2つ目の「都市施設」と3つ目の「市街地開発事業等」については、都市空間の高質化を図るため、中心市街地の活性化に資する都市施設の整備や市街地再開発事業を進めることなどを示しました。

4つ目の「自然環境等の保全と活用」については、景観計画や地区計画の活用により、都市景観を生かしたまちづくりを推進することを示しました。

5つ目の「災害に備えた安全・安心なまちづくり」については、減災の観点から、災害ハザードエリアの土地利用についての考え方を示すとともに、ハード対策とソフト施策を組み合わせた多重防災型のまちづくりを進めることを示しました。

最後に、6つ目の「多様な主体と連携したまちづくり」については、県と市町村が連携してまちづくりの課題に対して取り組むほか、住民やNPO、民間事業者が主体となって行うまちづくりを推進し、支援していくことを示しました。

最後に、第6章 広域振興圏ごとの都市づくりについて御説明します。

第5章までで、県全体としての都市づくりの基本方針などを示してきましたが、県内でも内陸部と沿岸部、県北と県南とでは人口や産業などの動向が異なります。そのため、第6章では4つの広域振興圏ごとに、地域特有の現状や課題を整理して、それに応じた都市づくりの基本方針も示すこととしたものです。

ここで示した基本方針を踏まえ、各都市計画区域では区域マスの見直しを行う際に、都市計画区域の基本方針を定める際の参考にするとともに、土地利用や都市施設などの都市づくりの基本方針を具体化することに活用します。

以上が、素案の内容となります。

最後に、今後の予定について御説明します。

本日説明した素案に対して、本審議会で委員の皆様から御意見をいただき、最終案に向けて内容を検討していきたいと考えております。また、意見提出用紙を委員の皆様にご配布させていただいておりますので、本審議会の終了後にお気づきの点等ございましたら、当課あて送付いただきますようお願いいたします。送付いただいた意見についても内容を検討していきたいと考えております。

また、今後の予定といたしましては、2月から3月にかけてパブリックコメントを実施します。その後、4月から5月にかけて最終案を作成する予定でございます。最終案については、次回の7月の都計審で御説明のうえ、御審議いただく予定としております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○会長

ただ今説明がございました議案第1号について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

○委員

1点お聞きします。素案の作成過程において、5市町村からの話も聞いたという説明がございました。そういう中で、素案に反映されたものと思いますけれども、すべての協議は成立して、素案の中に盛り込まれているものかどうか、お伺いをいたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

市町村からの意見でございますが、はじめに都市計画区域を有する全市町村を対象にビジョンに関するアンケート調査を実施してございます。

その中でさらに確認をした方がよいと判断した市町村を選びまして、ヒアリングを実施し、いただいた意見をもとにたたき台を作成しました。

ヒアリングの内容としましては、市町村の意見を反映させるというよりも、平成16年に策定された現行のビジョンが、市町村の都市計画の策定の際にどう活用されていたか、また今後のビジョンの改訂が必要かどうかをお聞きしたところでございます。

○会長

市町村の意見を反映させるというよりも、その前段階として、ビジョン見直しの必要性について意見を求めたということでしょうか。

○事務局（都市計画課総括課長）

ビジョンの中身の部分につきましては、アンケートももちろんですが、その後に全市町村が集まっていただきましたワーキンググループにて御意見をいただいたところです。

ただ、全て反映させたかいうと、市町村によっては細かい具体的な部分についても取り入れたらどうかという御意見もありました。ビジョンはあくまでも全県的な指針を示すという位置付けになっておりますので、具体的な部分については反映しなかったというか、盛り込まなかったというような部分も一部ございます。

○委員

市町村がそれぞれ策定する都市計画マスタープランとの整合性がとれていかないと、施設の制約やこれからの人口動態の見通しとも関わってきますのでお聞きしました。

中央部における人口変動が大きく関わっている中で、この辺の意見も反映させていく必要があるのではないか、コンパクトシティという考え方も出てきている中で、市町村の意見をしっかりと反映していく必要があるのではないかと思えます。

市町村からの要望の一部が反映されない内容について、市町村の都市計画の運用する中では問題が起きないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（都市計画課総括課長）

先ほど申し上げましたとおり、ビジョンにつきましては、全県的な基本指針という位置付けとしておりまして、その下に、法定計画である都市計画区域マスタープランというものを定めることにしております。

どちらかという、具体的なものは都市計画区域マスタープランないしは市町村マスタープランで定めることになっておりまして、その中で具体化していくものです。

市町村からの御意見はお聞きして、そこに矛盾が生ずるようなビジョンにはしてないという認識で進めております。

○会長

他によろしいでしょうか。

○委員

ビジョンの見直しの中で、都市づくりの基本方針の1に「利便性と安全性が確保されたコンパクトな都市づくり」ということで、都市機能の立地の誘導について書かれていますが、このことで2点質問します。

1点目は、安心して働き暮らしやすいまちづくりを推進のところに、あえて子育て、それから介護世代、高齢者といった形で具体的に示されていますが、グローバル化が進む将来のことを考えると、外国人の方、例えば外国人旅行者やインバウンドの方、海外法人の関係者といった産業と交流を支える方々でも災害時に逃げられるようなまちづくりも必要であると思います。計画の中には要約した形で入っているのかもしれませんが、具体的な言葉で入れることが、今後10年、20年の長期的な視点で必要になってくるのではないかなと思うのですが、具体的にどのあたりに入ってくるのか、所見を伺います。

2点目は、障がいのある方や高齢者、子育て世代にとっては街なかに段差などがないことが望ましいものですが、ユニバーサルデザインの観点からも、まだまだ改善すべきところがある中でその多くが見過ごされているように思います。

段差のレベル一つをとっても改善していかなければいけないなど日々感じているところですが、将来に向けて改善していくという方向性はビジョンの中でどこに記載しているのかということをお伺いしたいと思います。

○事務局（都市計画課総括課長）

まず、障がい者の方への対応につきましては、スライド21番のところに、「利便性と安全性が確保されたコンパクトな都市づくり」という中の黒丸の三つ目のところに、誰もが不自由なく外出できるよう、という形で障がい者等も含めて記述させていただいているところでございます。

あと最初の御質問の、子育て世代や高齢者だけではなくて、外国人の方、インバウン

ドの方の記載についてですが、この都市計画ビジョンは、基本的に県の最上位計画である県民計画を踏まえて作っております。

こうした関係から、御指摘のあった部分については、現時点では明確にビジョンの中では記述していないところがございますので、今後、御意見を踏まえまして、反映できるかどうか検討させていただきたいと思っております。

○委員

ありがとうございます。

外国人技能実習生の方々など、県内でも英語圏ではない方もいらっしゃいます。やはりそういった方々もきちんと災害があった時とか、逃げられるような仕組みというのは、一緒に住んでいる私たちも考えていくべきことだと思いますので、ぜひ考慮いただければと思います。

○会長

その他いかがでしょうか。

○委員

今朝の新聞記事で、盛岡市の方で市街化調整区域の制限緩和という記事が載っておりました。この記事によると、盛岡市は2021年度に、農地を中心とする市街化調整区域の利用制限を緩和していくというようなことでした。

私はこの記事を見て、ようやく動いたなというふうに思いました。

私もこの盛岡広域都市計画区域の市街化調整区域に関しては、盛岡市とか矢巾町とかに行ったときに、農村地域の空き家や土地の耕作放棄地が増えてきていると感じています。確か、県のデータでも空き家率は年々増えており、直近だと、16%とか、そんな感じで増えてきていて、まさに本当に大きな課題が現場の方で起きています。

そういう中で、今回のこの基本的な考え方は、コンパクトシティといったまちづくりというものが出てきています。

そこで一つ確認ですけれども、きつい言い方かもしれませんが、このコンパクトというのは、周辺部の、農村地域というか旧町村のようなところは消滅してよいのだという考え方なのでしょうか。それとも、コンパクトという意味は、旧町村部や、既存の集落をコンパクトアンドネットワークといった形で活かしていくものなのでしょうか。そうしたコンパクトシティに関する基本的な考え方を教えてください。

そして盛岡市が調整区域の利用制限を緩和する取組について、今回のこのビジョンというのは、どういうふうな関わりを持つのか、解説をお願いしたいと思います。

○事務局（都市計画課総括課長）

ありがとうございます。

まず1点目のコンパクトというのが、実際、小規模町村の消滅というふうなことにならないのかというご心配というふうにご理解いたしました。

ビジョン素案の中の3ページ目に、第2章「都市づくりの現状と課題」の1として「人口減少・高齢化の急速な進行」という記述があります。この中の4段落目で、人口減少・高齢化の急速な進行というのがまちづくりに与える影響が大きくなることから、地域において自律的で持続可能な都市づくりを実現していくことが重要な課題になるため、その課題解決に向けては都市全体の構造を見なおして、コンパクトな都市づくりを進めていく必要があることを、記述しております。

この部分につきましては、自律的で持続可能な都市を実現していくことが重要な課題であるという認識を持っていることから記述させていただいたものであって、コンパクトにすることによって、小規模な町村が消滅していいという考えではございません。

次に、今朝の新聞記事の部分になりますが、盛岡市の市街化調整区域での土地活用ということになると思いますが、それに関しましては、同じく素案の本編の17ページの中に、都市計画制度の運用方針というものを記述しております。

この中の(4)の、市街化調整区域、用途白地地域の部分の記述で、上から二つ目になりますけれども、市街化調整区域の既存集落や大規模な住宅団地等につきましては空き地や空き家の増加による地域活力の低下だとか、コミュニティの維持の課題に対応するために、既存建物の用途変更等に伴う、開発許可制度の弾力的な運用の検討、あるいは、調区内の地区計画制度などの活用によって、地域の実情に合わせた土地利用を図りますといった形になっております。したがって、制度の運用に当たっての県、市町村も含めた考え方ということについては、一概に市街化調整区域だから一切開発を認めないというようなことではないような形を考えております。

○委員

ありがとうございました。

持続可能なまちづくりということに関して、例えば、現在私が住んでいる矢巾町は盛岡広域都市計画区域の中に入っておりますが、その隣の紫波町はその区域外であることから、開発が柔軟、迅速に行われているようです。広域都市計画区域を設けるメリットとして、無秩序な開発を防ぐといった点もあり、評価は分かれると思いますが、一方で、地域の声、住民の声を聞くと、新しい人が入って来にくい、あるいは、空き家とかを活用したそば屋とか、民泊、農家レストランとかに活用していくのは難しいという声もあるのも事実です。

各市町村で考え方や調整の仕方があるにせよ、都市計画ビジョンを現場に即したリアリティのあるものにし、制度のための制度ということではなくて、生活目線での都市計画制度であってほしいなと思います。

既に5年前に、国交省が開発許可の基準の緩和の指針を出しており、高齢化等の課題に対処するため、地域の市街化調整区域が抱える課題に対してストックを有効活用する動きがあります。山形県や新潟県、兵庫県などでは既に活用している事例もあるようです。

やはり、県として大きな社会減対策、少子化対策を進め、人口を呼び戻そうとする中で、課題に寄与するような、岩手のゆったりした自然豊かな環境で、既存の集落にも人が新たに入ってきて、住めるような形にする、そういったビジョンであればいいと思っております。

○事務局（都市計画課総括課長）

御意見ありがとうございます。

人口の部分につきましては、県土整備部というよりも、ふるさと振興部で、岩手人口ビジョンないし岩手ふるさと振興総合戦略というような形で、人口減少を食い止めて、持続可能な地域社会を作るための施策を定めております。都市計画ビジョンにつきましても、そういう人口ビジョンないしふるさと振興総合戦略なども見ながら、内容の方については検討を進めてきたところでございます。

委員から問題提起のありました人口減少対策の部分については、十分に意識しながら、ビジョンの方は、今後も作成を進めていきたいと考えております。

○会長

この都市計画ビジョンというものは、区域マスタープランや大きなプランを策定するためのビジョンを描くということで非常に大きな話となってきました、大きな公共の計画を立てる時には、まずはビジョン、その中で基本理念、基本方針をこのような形で整えていって大枠を固めながら次の具体の策に入っていくといった構成になっています。

ここに過不足なく理念・方針が並べられていると思いますが、ここに示されている理念・方針は今後のマスタープランの作成に一言一句反映されていくものになっています。

今後もまだ御意見を伺う機会があるということですので、遠慮なく御意見を寄せていただき、より良いものになっていけばと思っております。

他に特に御質問等ないようですので、採決とさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして、今回出された意見及び今後委員から提出される意見を審議会の意見としまして、これを踏まえて、岩手県都市計画ビジョンの見直しを進めることについて了承してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○会長

はい、ありがとうございます。

それでは、当審議会の意見を踏まえ、岩手県都市計画ビジョンの見直しを進めることについて了承いたします。

以上で予定された議事を終了いたします。

事務局に進行をお返しいたします。

ありがとうございました。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございました。

以上をもちまして、第190回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。

なお、次回の審議会につきましては、7月頃の開催を予定しております。その際にはどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。